



# 創業する方等を支援しています



経済課産業振興係 (☎042-387-9831)

市では、創業支援等事業計画を策定し、国から認定を受けています。創業予定者・創業後5年未満の創業者の方で、同計画に基づく支援メニューを受講した方には、証明書を発行します。

## 支援メニュー (特定創業支援等事業)

創業塾や創業相談、セミナーイベント、講座、カウンセリング等さまざまな用意しています。参加希望の際は、直接実施機関にご連絡ください。実施機関については、市ホームページに掲載しています。



実施機関等

## 特定創業支援等事業を受けたことの証明書の発行

証明を受けると、創業に関するいくつかの制度において優遇措置を受けることができます。

- 優遇措置 登録免許税の減免、創業関連保証の優遇、日本政策金融公庫新規開業支援資金の貸付利率引き下げ等
- 証明書発行申請 申請書 (市ホームページからダウンロード可) に必要事項を明記し、直接、経済課産業振興係 (市役所第二庁舎4階) へ

## コウカシタ・ヒガコインキュベーション

### KO-TO・PO-TO・MA-TOを利用しませんか

コウカシタ・ヒガコインキュベーションは、JR東小金井駅近くの高架下に並ぶ3つの創業支援施設KO-TO、PO-TO、MA-TOのことです。利用方法や施設の詳細については、施設紹介ホームページ (<https://koukashita.jp>) をご覧いただくか、東小金井事業創造センター (☎0422-31-2040) へお問い合わせください。



施設紹介



#### KO-TO (東小金井事業創造センター)

個室・ブース・コワーキングスペースがあります。公共施設であり、市の創業ワンストップ窓口相談を行っています。



#### PO-TO

東京都認定インキュベーション施設で、店舗・ショールームを併設できるシェアオフィスです。



#### MA-TO

店舗・キッチン・教室・ガレージの区画で構成された食とものづくりのシェア施設です。

## 小規模事業者持続化サポート 補助金を給付します



国の小規模事業者持続化補助金を活用して販路開拓等に取り組む市内小規模事業者を対象に、費用負担軽減等を図り生産性向上と持続的な発展を目的とした補助金を給付します。

- 給付額 補助対象経費から、次のすべてを差し引いた金額の2分の1 (上限あり)
  - ▷国の小規模事業者持続化補助金
  - ▷補助対象事業完了までに直接生じた収益金
- 申請期限 令和6年3月31日
- 申請方法 郵送で申請書類を経済課産業振興係 (〒184-8504住所不要 ☎042-387-9831) へ

### 援農ボランティア養成講座

一定の農業技術と知識を習得し、市内農家の農作業を手伝う援農ボランティアを養成します。

■実習農家庭田農園 (関野町1丁目)、小山農園 (緑町3丁目)

■東京都農林水産振興財団 (立川市) 技術講座 3回、市内農家実習 10回程度

■市内在住で平日の養成講座に参加でき、講座終了後に援農ボランティアとして活動を継続できる20歳以上の方

■定員 各農園3人 (多数抽選)

■実費負担あり (保険料・交通費等)

■申し込み 5月10日 (消印有効) までに、往復はがきに住所・氏名

### 不用品交換コーナー

資源の節約、ごみの減量のため、家庭で使用しなくなった不用品を紹介するコーナーを設置しています。

■対象品 家具、電気製品、一般機器、幼児用品などで破損していないもの

■利用方法 直接、経済課 (市役所第二庁舎4階) へお申し込みください。登録カードを不用品交換コーナーに掲示して紹介します (掲示は4か月間)。当事者間で直接交渉し、必ず交渉結果をご連絡ください

### 自転車安全利用5則

自転車に安全利用5則を守り、安全運転を心掛けましょう。

【自転車安全利用5則】

▽車道が原則、左側を通行

▽歩道は例外、歩行者を優先

▽交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

▽夜間はライトを点灯

▽飲酒運転は禁止

▽ヘルメットを着用

【自転車歩道通行できるのは】

▽「歩道通行可」の標識があるとき

▽13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者

▽身体障がい者の方

▽歩道通行することがない場合

## 5月11日(木)~20日(土) 春の全国交通安全運動

市民一人一人が交通安全に関心を持ち、正しいルールとマナーを身につけ、交通事故の防止に努めましょう。また、5月20日(土)は、交通事故ゼロをめざす日です。

### 【重点項目】

- ▷子どもを始めとする歩行者の安全の確保
  - ▷横断歩行者事故等の防止と安全運転意識の向上
  - ▷自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底
  - ▷電動キックボード等の交通ルール遵守の徹底
  - ▷二輪車の交通事故防止
- 市交通対策課交通対策係 (☎042-387-9850)、小金井警察署 (☎042-381-0110)

### 市交通対策課交通対策係

(☎042-387-9850)、小金井警察署 (☎042-381-0110)

### 街路灯が点灯していないときはご連絡を

市が管理している街路灯には、設置している柱にピンク色の管理プレートで4桁の管理番号を表示しています。街路灯が点灯していないときは、管理番号をご連絡ください。

また、街路灯の中には商店会が管理しているものや東京都が管理しているものがあります。街路灯に商店会等の名称が入っている場合はその商店会へ、東京都のマークがついている場合は東京都建設局北多摩南部建設事務所小金井工区 (☎042-326-8862) へご連絡ください。

※連絡を受けてから修理までは通常3日前後かかります

市交通対策課交通対策係 (☎042-387-9850)

市役所第二庁舎4階

〒184-8504

住所不要

☎042-387-9831

市役所第二庁舎4階

〒184-8504

住所不要

☎042-387-9831